

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率化と健全性を高めるとともに、公正で透明性の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉田 大介	1,262,000	25.06
廣飯 伸一	880,000	17.47
株式会社ソルクシーズ	350,000	6.95
吉田 大志	255,000	5.06
平井 啓之	240,000	4.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	183,100	3.64
亀井 佳代	145,000	2.88
TIS株式会社	100,000	1.99
株式会社SBI証券	82,300	1.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	63,000	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・上記「大株主の状況」は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上條 弘	他の会社の出身者											
杉山 浩	公認会計士								△			
飛松 純一	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上條 弘	○	○	該当事項はありません。	長年にわたり大手都市銀行に勤務後、会社経営者及び経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的・客観的な見地から適切なアドバイスを実施するなど、経営の透明性及び付加価値向上に寄与されており、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として選任しております。

杉山 浩	○	○	社外取締役の杉山 浩氏が所長を務める杉山公認会計士事務所は、2003年の当社設立当初より2014年12月まで当社の顧問税理士事務所であり、顧問料の支払いの取引がございました。なお、2015年以降は取引関係を有しておらず、今後も取引を行う予定はございません。	2003年の当社設立当初より2014年12月まで当社の顧問税理士事務所であり、顧問料の支払いの取引がございました。なお、2015年以降は取引関係を有しておらず、今後も取引を行う予定はございません。よって、公認会計士としての専門的な知識を有し、会計面での専門的見地から意見を述べるなど、その経験を踏まえた適切な監督業務やコーポレートガバナンスの強化に努めていただいております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として選任しております。
飛松 純一	○	○	該当事項はありません。	弁護士としての専門的な知識を有し、法務面での専門的見地から意見を述べるなど、その経験を踏まえた適切な監督業務を遂行しており、当社の監査等委員設置会社の体制強化に活かしていただいております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社には、専属で監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて管理グループにて監査等委員の職務補助を行います。なお、独立性確保のため、当該使用人による監査等委員会の職務の補助については業務執行取締役の指揮命令権は及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部統制機能を有効に機能させるために、監査等委員による監査、内部監査、監査法人による監査の連携を高めるとともに、それぞれが独立した立場から、内部統制に係る整備状況を継続的に検証していくことが必要と考えております。このことから定期的に関係者が集まり、積極的な情報交換を行うことで内部統制の有効性の確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気向上を目的にストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

また、その決定方法は、取締役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査等委員の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員会で決定することとしております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役へのサポートは管理グループが行っております。社外取締役が期待される役割を果たすために、取締役会等重要な会議に関する資料の事前配布、必要に応じた個別直接の事前説明、十分な検討時間の確保等に配慮しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、株主に対する情報提供及び情報交換の場であり、議決権行使の場であると認識しております。

取締役会

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、取締役会規程に基づき、経営の意思決定機関として当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、迅速な経営判断を行っております。

監査等委員会

当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は常勤の社外取締役1名及び非常勤の社外取締役2名の計3名で構成されており、監査等委員会規程に基づき、取締役会に出席するほか重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査・監督しております。監査等委員は、定例監査等委員会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査に必要な情報を相互に共有しております。

経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する協議・諮問機関として設置しております。出席メンバーは、常勤取締役及びその他代表取締役が必要と認めた者で構成され、毎月1回以上開催して経営に関する重要事項の協議等を行っております。

内部監査

当社の業務遂行上の不正誤謬を未然に防止し、経営の合理化に寄与することを目的として、社長直轄の機関として独立した内部監査室を設置しております。内部監査にあたっては、毎期内部監査計画書を策定しており、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については、代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と連携をとり、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

会計監査人

有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査以外にも、必要に応じ会計上の各課題について協議を行うなど、適切な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を強化することを目的として、監査等委員会設置会社という経営形態を選択しております。

また、複数の社外取締役の招聘により、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立し、各々について定期的に報告を行うことで、取締役会による取締役の職務執行の監督を実効性あるものとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送を行える体制整備に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に際しては、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では電磁的方法による議決権行使は行っておりません。インターネットによる議決権行使の実施、株主総会招集通知の当社ホームページ掲載について、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	将来の実施を目指し、検討を進めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成を注視しながら、必要に応じて実施に向けた検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表はしておりませんが、上場後におきましては、当社のIR活動の基本方針である「株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供すること」を実践してまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算情報その他の適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理グループにIR担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後、検討すべき事項として考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「音声技術で拓く21世紀の文化」の企業理念のもと、21世紀の文化を創る学生の皆様を対象として企業訪問の受け入れを実施し、音声技術を通じたキャリア形成のお手伝いを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要と考えております。そのため、当社ホームページ、決算説明会等で情報開示を行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、社会から信頼され、社会的責任を果たす継続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社は、「企業行動規範」を制定し、全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンス規程」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。

②当社は、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査担当を設置しております。内部監査担当は、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役へ報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査等委員である取締役とも連携し職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行なわれているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

③当社は、取締役及び使用人が社内外（常勤監査等委員・担当取締役・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。

②経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役職員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「危機管理規程」を制定し、当該規程にそって適切な危機管理体制を整備しております。

②危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。

③有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ協議・諮問機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会が承認された中期経営計画及び半年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の進捗状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行っております。代表取締役は、乖離に対する是正を各担当取締役執行役員に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ITを活用することにより、迅速かつ的確に各取締役が共有する体制になっております。

②業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。さらに、執行役員制度が導入されたことにより、経営と業務執行の分離が明確になり、より効率的な体制となっております。

(e) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置しております。

②監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から指揮命令を受けないこととなっております。

③当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得ることとなっております。

(f) 当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる体制になっております。

②役職員は、当社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員である取締役に遅滞なく報告することとしています。

③当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(g) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努めております。

②監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保しております。

③取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役または監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止めております。

④監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、速やかにそれを処理しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての行動

指針を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る会議体として、各委員会を設置し、反社会的勢力に係る諸事項を所管する部署は管理グループとし、実務上の業務マニュアルとして、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「取引開始マニュアル」を整備しております。

又、全ての取引契約において“反社会的勢力排除条項”を設けるなどその徹底を図っております。

外部組織との連携に関しましては、平成29年10月に本富士地区特殊暴力防止協議会に加入し、当社における不当要求防止責任者(取締役管理グループ統括)を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制が構築されています。

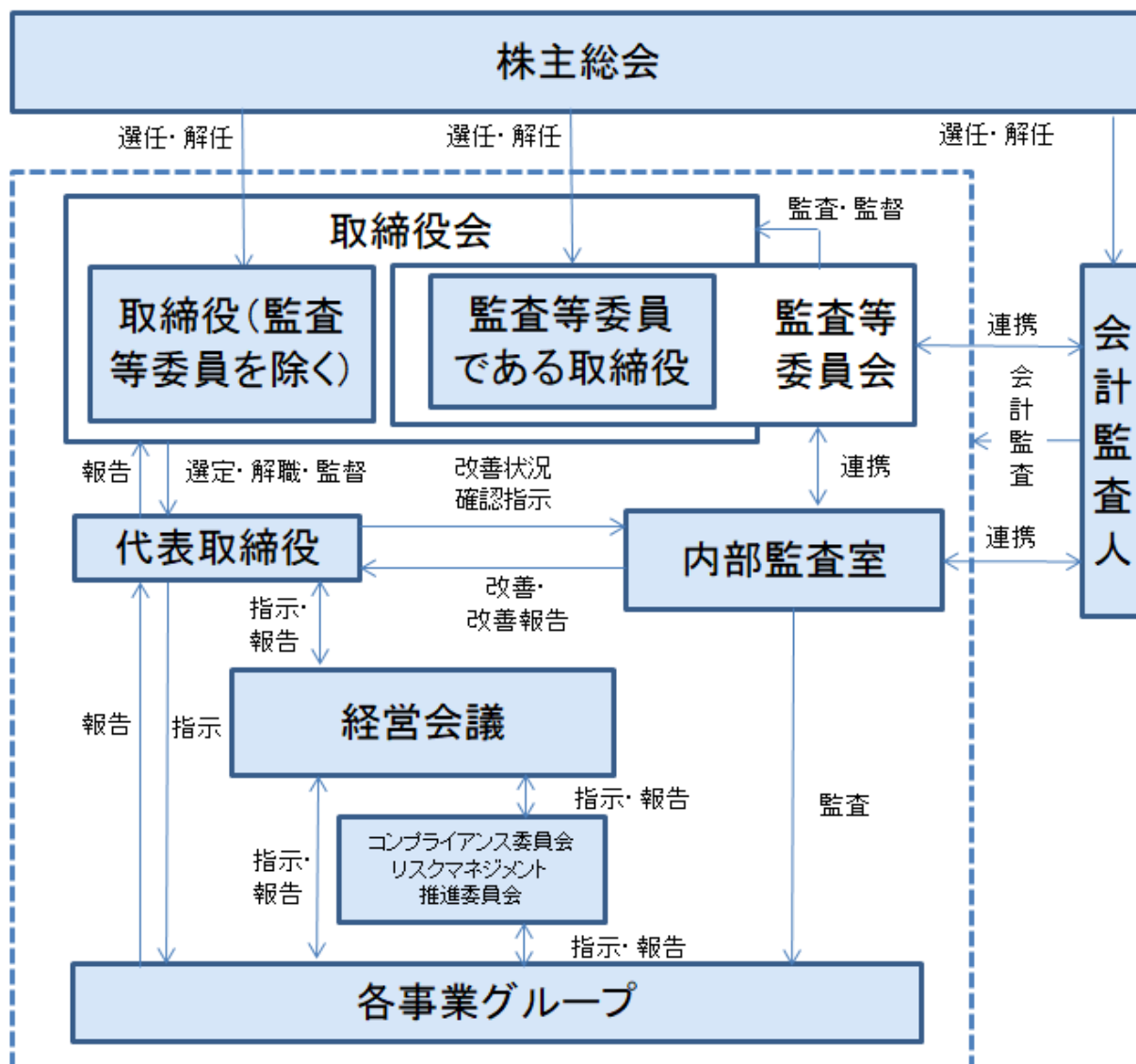
また、万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、管理グループを対応部署として、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な対策を講じる体制をとっております。

該当項目に関する補足説明

現状、買収防衛策導入の予定はありませんが、今後検討を要する課題となることも考えられます。

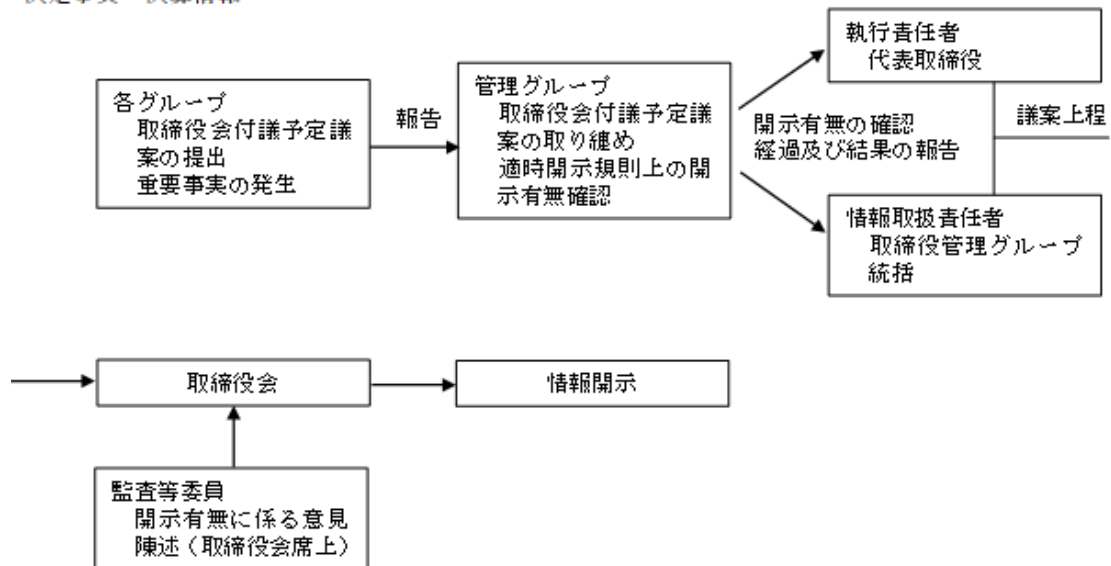
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

決定事実・決算情報



発生事実

